

規制シート

190197000710001

2016/12/20

| | | | |
|--------------------|---|--------------------|---|
| 規制の名称 | 新幹線鉄道の建設に関する規制 | 所管府省 | 国土交通省 |
| 根拠法令等 | 全国新幹線鉄道整備法(昭和45年法律第71号) | 担当局課等及び作成責任者の役職・氏名 | 鉄道局幹線鉄道課長 村田茂樹 鉄道局施設課長 江口秀二 |
| 規制目的 | 高速輸送体系の形成が国土の総合的かつ普遍的開発に果たす役割の重要性にかんがみ、新幹線鉄道による全国的な鉄道網の整備を図り、もつて国民経済の発展及び国民生活領域の拡大並びに地域の振興に資することを目的とする。 | | |
| 規制内容の概要 | <p>○第9条では、建設主体が建設線の建設を行おうとするときには、工事実施計画を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならないと規定している。</p> <p>○第10条、第11条では、工事実施計画の認可を受けた新幹線鉄道の建設に要する土地で政令で定めるものについて、当該新幹線鉄道の建設を円滑に遂行させるため、土地の形質変更等の行為の制限が必要であると認められるときは、区域を定め、当該区域を行為制限区域として指定することができる」と規定している。</p> | 関連する予算 | <p>整備新幹線整備事業費補助(平成28年度予算:75,450百万円)</p> <p>整備新幹線建設推進高度化等事業費補助(平成28年度予算:2,445百万円)</p> <p>鉄道整備等基礎調査委託費(平成28年度予算:100百万円)</p> |
| 規制の最近の改廃経緯 | — | 関連する政策評価結果 | 平成27年度行政事業レビュー (http://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_001219.html) |
| 規制を維持、改革又は新設する理由 | 新幹線鉄道の建設は、国土の有効利用を図るため全国的な交通ネットワークの形成を図るのに不可欠な手段であり、その円滑な建設の促進が必要である。新幹線鉄道の円滑な建設に当たり、工事実施計画の認可や行為を制限する措置は必要であることから、引き続き、規制の維持が必要である。 | 規制の維持、改革又は新設の別 | 維持 |
| (規制を改革する場合の改革の方向性) | — | | |
| 見直し条項 | — | | |
| 次の見直し時期 | 平成33年度 | | |